

理容所・美容所・公衆浴場における 新型コロナウイルス感染症対策支援金

理容所、美容所、公衆浴場における新型コロナウイルス感染を防止し県民の皆様安心して利用してもらえるようにするため、県内の関係事業者に対し、感染予防対策に係る物品の購入を支援します。

※新型コロナウイルス感染症の国内発生日（令和2年2月）から今日（令和4年2月）までの間に感染予防に必要な物品を購入し、店内で使用している場合に限りです。
また、本県の「頑張る中小事業者月次支援金」を受給されている事業所であっても申請できます。

◆ 対象となる事業所

次の2つの要件を満たす広島県内の事業所

- ① 理・美容師法又は公衆浴場法に基づく確認（又は許可）を受けている。
- ② 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」である。

※②の宣言をしていますが、①に合致しない事業所（ネイル、エステ専門店など）は対象となりません。
①に合致し、②の宣言をしていない事業所は、宣言をしていただければ、対象となります。

◆ 支援額

1事業所当たり 1万円

※複数の事業所を経営されている事業者にあっては、事業所ごとに申請してください。

◆ 感染予防対策に係る物品

① 飛沫感染予防対策

アクリル板、ビニールカーテン など

② 接触感染予防対策

非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、足踏み式消毒液スタンド など

③ 換気による感染予防対策

換気扇、サーキュレーター、加湿器、空気清浄機、二酸化炭素計 など

④ その他の消耗品

マスク（従業員用、お客用）、フェイスシールド、石けん、消毒薬（エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液など） など



（申請方法などは裏面をご覧ください）

◆ 申請受付期間

令和4年2月1日（火）～ 令和4年2月28日（月）

◆ 提出書類

① 申請書（兼）誓約書

※申請者名は自筆としてください。（法人等の場合は代表者の職・氏名を含む。ゴム印可。）
押印は不要です。

② 口座振替依頼書（兼）委任状

※手続きを他者に委任されない場合は、委任状の作成は不要です。
なお、委任される場合、**委任状には委任者の押印が必要**ですので注意してください。

③ 感染防止対策に係る物品の写真（又は画像ファイル）

※購入（設置）物を店舗内で使っている様子が分かる写真としてください。カタログ写真不可。

④ 振込先口座の通帳の写し

※金融機関・支店名、名義、口座番号が分かるものを添付してください。

◆ 申請方法

【申請書の入手方法】

・広島県のホームページで申請要領を確認の上、申請書様式をダウンロードしてください。

広島県 コロナ 理容(美容, 公衆浴場) 支援金 

・ダウンロードが困難な場合は、下記の支援金案内窓口あてに返信用切手（84円分）をお送りください。後日、関係書類及び説明資料を郵送します。

【申請書の提出方法】


下記の窓口あてに郵送いただくか、提出書類一式の画像を電子メールで送信してください。

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
広島県 健康福祉局 食品生活衛生課 生活衛生グループ
e-mail : fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 参考情報（広島県及び県内市町による支援制度）

● 頑張る中小事業者月次支援金

広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者（全業種）に対して、県が独自に経営支援をするものです。

広島県 頑張る 中小事業 

【県内市町による支援制度】

市町が発信している情報を、広島県ホームページに一覧で表示しています。

広島県 コロナ 市町リンク集 

【問合せ先】〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

広島県 健康福祉局 食品生活衛生課 生活衛生グループ内 支援金相談窓口
TEL（業務用携帯3基の番号を併記）〔受付時間〕9:00～17:00（土・日・祝日は除く）